



せの喜代の 区議会ノート

区議会での会派は民主党・市民の会です

2008・秋
第29号

介護
子育て
環境

<http://senokiyo.sakura.ne.jp/> ホームページは【せの喜代】で検索してください

〒116-0013 荒川区西日暮里2-13-8 TEL/FAX:03-3891-0203 E-mail: senok@kfx.biglobe.ne.jp

区議会ノートあるいはミニ通信を本会議開催ごとにお配りしています。毎号の購読をご希望の方はぜひご連絡ください。ホームページは随時更新していますので、こちらもぜひ、ご覧ください。

いわゆるごみ屋敷には 精神的ケアと支援が必要です



区が11月28日から始まる議会に提案する、荒川区良好な生活環境の確保に関する条例案「迷惑えさやり・ごみ屋敷罰則条例案」に盛り込んだような「罰する対象」ではないことを知って下さい。詳しくはp4

野良猫被害をなくすために 地域ねこ活動を応援しよう

荒川区が9月に発表したいわゆる「迷惑えさやり・ごみ屋敷罰則条例案」に被害を受けている人達がいる。新聞報道などで「ねこのえさやり禁止条例」と誤って紹介されたために、8月に荒川区で始まったばかりの、「地域ねこ活動」(目的:野良猫を不妊去勢して、命を全うさせる)で、ねこにえさをやっている人達への暴言・いやがらせが続いているのである。

私が、区に対し、まず、区民が地域ねこ活動への理解をすすめることが必要と提言した結果、区報でも一面で取り上げられたが、ねこ嫌いの区民からの嫌がらせは続いている。

「猫を飼うルール」と「地域ねこ活動」の対策が荒川区では遅れている。このまま条例が成立すれば、区民の感情対立を悪化させることになるのではないだろうか。

猫を飼うルール

- ① 室内で飼う
- ② いつも清潔なトイレを設置する。家にトイレがあれば、猫は屋外でフンを残さない
- ③ 不妊去勢手術をする
- ④ 迷い猫をなくすために身元を表示する
- ⑤ 絶対に猫を捨てない

地域ねこ活動とは？

野良猫に餌付けをして、捕獲し、不妊去勢手術後、餌やりとふんの始末しながら死ぬまで地域グループで面倒をみる

猫が好きな方▶不幸な野良猫を減らすために地域ねこ活動に協力して下さい。

野良猫被害についてのご相談は
保健所保健サービス課へ